

第141号

2014.3.6

ながの 社会福祉士会 NEWS

■発行：一般社団法人長野県社会福祉士会 ■会長：三村 仁 志
 ■事務局：〒380-0836 長野市南県町685-2 長野県食糧会館 6 F
 TEL：026(266)0294 E-mail：hope@nacs.w.com
 FAX：026(266)0339 http://nacs.w.jp/ ■編集：広報編集委員会

目次

刑務所等出所後の生活支援を考えるセミナー レポート …………… 1	障がい者の権利擁護と適切な虐待対応を求める会長声明 …… 7
開催概要 …………… 2	予告！ 福祉まるごと学会&総会 …………… 8
教育分野で活躍する社会福祉士 …………… 3～7	今後の予定 …………… 8
	編集後記 …………… 8

レポート！ ソーシャルワーカーが感じ、行動すべき時！

刑務所等出所後の生活支援を考えるセミナー

2014
1.18

- ◇セミナーは、平成26年1月18日佐久市内で県士会員をはじめ様々な専門職、関係機関から180人が参加し盛大に開催された。
- ◇“新たな事業をどう取り組むか”ではなく、福祉の専門職であるソーシャルワーカーの原点を問い直す内容でもあった。



講師の作家・山本譲司先生は、刑務所に服役し、障がい者と接してきた自らの体験から、これまでの福祉は、目に見える対象者、やり易い福祉しかしてこなかったこと等を痛烈に指摘した。

そして、矯正施設が福祉施設の代替をさせられている現実、累犯障害者の実態、福祉関係者の無知、怠慢等について触れる中で、国家資格者である社会福祉士に対して、「ニーズがありながら見ぬふりをする事」をやめるべきで、社会福祉士が視点を広げて、福祉の裾野を広げていく必要性を訴えた。



前日本社会福祉士会専務理事の金川洋会員からは、更生保護におけるソーシャルワーカーの歴史的背景等を説明した上で、更生保護分野における社会福祉士の新たな役割に

ついてレポートした。

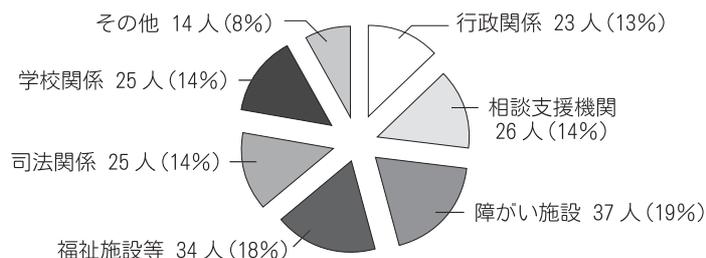
社会福祉士である私たちは、これまで更生保護の実状をどれだけ学び、関心を持ち、ソーシャルアクションをしてきただろうか。無知、怠慢から多くの障がい者が罪を問われざるを得ない状況を生じさせてきたことを、福祉の敗北として反省を込め、再出発する必要性を訴え、法律的知識を身につける学習会等の開始を提案した。



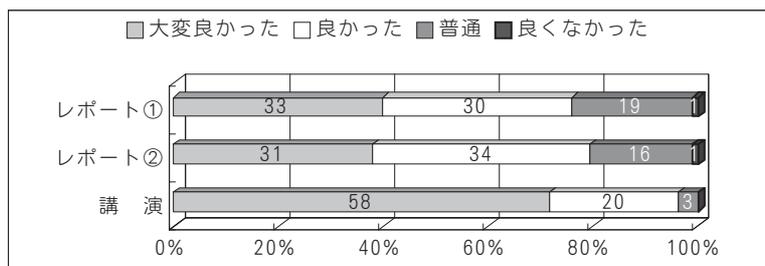
県地域生活定着支援センター長の小池正志会員は、矯正施設出所に向けた出口支援とともに、判決前の被疑者・被告人状態の時の支援、いわゆる入口支援の重要性を強調した。

また、出所支援は何処かの地域で、誰かに受け入れて貰わねば、累犯の繰り返しになることから、行政、相談支援機関、施設・事業所に、協力と協働の理解を求めた。

参加者(184人)の所属別内訳



参加者アンケート(回収率44.6% 82/184)



相談支援機関	地域包括支援センター	10人
	障害者支援センター	7人
	定着センター	7人
	社会福祉士事務所	2人
福祉施設等	高齢施設	12人
	救護施設	3人
	居宅事業所	4人
	社会福祉協議会	12人
	病院	3人
	弁護士	2人
司法関係	司法書士	2人
	保護観察所	1人
	矯正施設	5人
	保護司	11人
	更生保護女性会	4人
学校関係	教員	6人
	大学生	19人

参加者アンケート

■全体

○久々に熱くなる思いを抱いた。社会の現状を知らされ、自分の知っていた、やってきた福祉はなんて狭く薄っぺらいのか思い知らされた気がした。一体誰が被害者で加害者なのか、歪んでいるのは誰なのか、どこなのか、大きすぎる課題をいただいた。(社協)

○「福祉はキレイゴトが多いんだ」など考えさせられることが多くあり、障がいを持つ人が地域移行した後、不審者として通報される人も多いことを初めて知った。自分が考えている以上に福祉は機能していないと感じた。(学校関係者)

○閉じた世界観を広げていただいた点が大きい。「教育」に「福祉」の課題を置き換えて聞いた。猛反省の現状が浮かび上がってきた。「療育手帳」や「障害者と犯罪」について視野に入れた自己組織の改善に向けて取り組みたい。(相談支援機関)

■レポート①

○出所してからの支援は無し、入る前にかかできなかったのか重く感じた。この地域(佐久)で勉強会を企画してほしい。(相談支援機関)

○保護司と社会福祉士との関係について勉強会をしたい。(司法関係者)

○話しを聞き司法側も福祉側も障害について理解する為に力を入れなければいけないという現状であることが分かった。(学生)

○私たちの無知によって、障害者の方に住みにくい環境を作ってしまったのかと感じ、もっと勉強をし知識を付け支援していかな

くてはならないと感じた。(学生)

■レポート②

○昨年からの歩みの中、出来るかどうかでなく、やろうとする姿勢があるかどうかだということは自分を奮い立たせた。「～できる」の堅い決まりを運用するのが個々の職員姿勢である…は、強いメッセージで勇気となった。(相談支援機関)

○定着センターのみの仕事対応の視点でなく、広い支援を投げかけている姿勢を感じた。(相談支援機関)

○刑務後といったレッテルを貼られた後とは言え、フォローがまだまだおろそかにされている現状が理解できた。(福祉施設)

○定着センターの3つの主な事業を学んだ。福祉施設より刑務所の方が良いと感じる現状も知り、福祉で支えていく必要性を感じた。(学生)

■講演

○狭義の福祉であること、広義の福祉であることが必要であること。(行政)

○事実から出る言葉は大変重く感動した。地域福祉、今自分がしていることは福祉にあたるのか見直すことができた。(相談支援機関)

○日本の社会の在り方そのものを考えさせられた。自分の支援の振り返りになった。(相談支援機関)

○障がいを本人も家族も認められず、社会適応に悩んでいる友人がいる。その人と関わる中で、手帳を持たない、持ちたくない、でも社会で暮らすことが難しい人があることを知った。普通の施設ではその人たちを助けることが難しいと思う。今回気づかされたことを考えながら頑張

りたい。(障がい施設)

○福祉関係者のみでなく一般の人の参加を求めなくてはいけないと思う。(司法関係者)

○刑務所の問題や障害を抱えている人が置かれている現状について知る事ができた。犯罪を起こす人の特徴として貧困や社会に居場所が無いなどの社会的に立場が弱い人が多いという現状を知った。また、犯罪者には何らかの障害を抱えている人もいるのだということも学んだ。(教員)

○現実的な話を聞く事ができて良かった。福祉を学んでいる最中に、福祉を見直すことが大切だと分かったのでこれから意識して学んでいきたい。(学生)

○知らなかった事を考えさせられたことがたくさんあった。障害のある子たち(ポーターの子たちも)の将来について考えさせられた。(学生)

○刑務所の中の現状、実態を知ることができ刑務所が福祉施設の代わりになってしまっていることも学んだ。場合によっては、福祉施設よりも保護され本人にとっては良い状態なのかもしれないということを知り、福祉が福祉として働きをすることができていないのではないかと感じ、もっと福祉で支援していけるようにならなければいけないと感じた。(学生)

○発達障害を抱える児童、グレーゾーンと言われている児童と携わる中で、子ども達が成長し犯罪を犯さないよう、今自分にできる支援は何か深く考えた。子ども達の将来を考え支援していくことの重要性を感じた。(学生)

教育分野で活躍する社会福祉士

～教育の現場で社会福祉士が関わるといこと、その意義と役割～

本会の会員は約1,000人となり、各分野で活躍しています。今回は、教育分野で活躍する会員の皆さんから『教育現場で活躍する社会福祉士』をテーマに寄稿いただきました。

■スクールソーシャルワーカーの役割

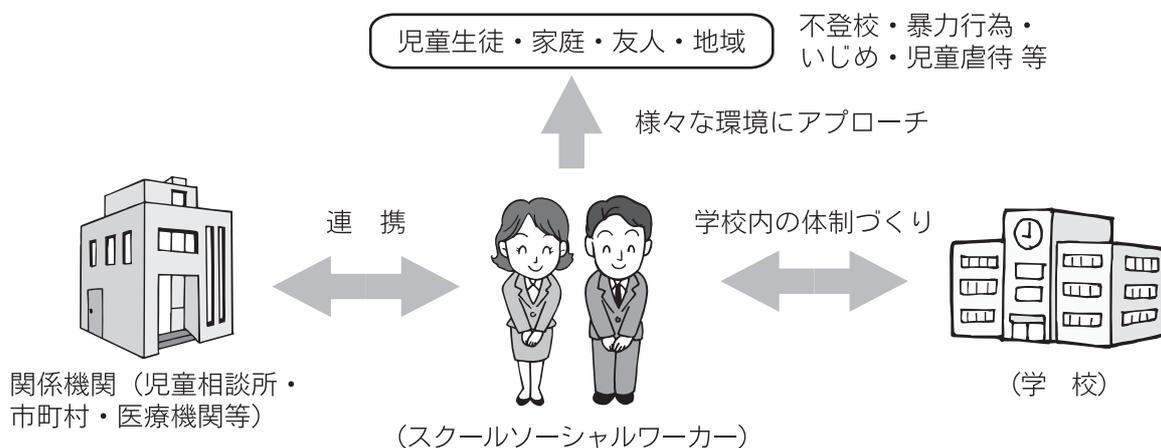
いじめや不登校、暴力行為や児童虐待など、児童や生徒を取り巻く環境は日々、急激な変化をしています。こうした中で、学校だけでは対応が困難な事案について、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して支援しています。

■スクールソーシャルワーカーは…

学校や学校外の関係機関と連携し、問題を抱えている子どもの課題解決を図るためのコーディネーター的役割を果たします。

■スクールソーシャルワーカーの職務内容とは…

学校・家庭・地域などの子どもに関する全ての背景や状況を視野に入れ、ケース会議を開催し、支援の見立てや手立てを教職員と共有して、それぞれの役割分担を明確にしながら、チームとして支援体制を組んで子どもの取り巻く環境の改善を図ります。



『社会福祉士が教育現場にかかわる意義と役割』

県教育委員会 北信教育事務所 学校教育課 スクールソーシャルワーカー 宮崎 貞子 (北信地区)



現在、私はスクールソーシャルワーカー (以下、SSW) という立場で教育現場に社会福祉士として関わっています。所属は北信教育事務所、担当地域は長野市の一部と木島平村を除く北信地区です。対象は不登校やいじめ、虐待、非行、障がい等々あらゆる問題や課題を抱えた子どもと、その問題の背景となっている家庭や学校です。学校と協働してソーシャルワークの技術を活用しながら、問題解決を図り、その子自身の発達や教育、生活が保障されるよう、日々活動しています。具体的には学校訪問や家庭訪問、本人、保護者との関わり、関係機関との連携等々、ケースに応じて個別に様々な活動をしています。現在、県内には12名のSSWがいます。

現在の子供達をめぐると状況は非常に厳しいものがあります。特に貧困と孤立、家族関係や地域関係の崩壊等々の中で、生活基盤の不安定な子どもが非常に増えています。にもかかわらず、教育現場には生活支援という視点やスキルは希薄です。社会福祉士が福祉的な視点で支援することで、どのような環境にいる子にも教育を保障することと併せて、日々、支援を必要とする子どもに接している支援者としての教員、本来あるべき教育者としての教員への支援ができるのではと思っています。

また、どの子も地域の中で孤立させず、社会の中で自立し、よりよく生活してもらうためには、地域の力がとても重要です。地域住民が、皆で子供を育てるという意識を持たなければ、虐待もひきこもりも減りません。子育て家庭も学校も孤立させない地域にするための地域や行政への働きかけも、社会福祉士が教育現場にかかわる役割として重要なことと考えます。私自身はあまりにも微力ですが…。

『21世紀を担う子どもたちに福祉の心を』

長野市立綿内小学校 島田 和政
(北信地区)



2004年、松代で行われた盲導犬使用者の会 全国大会では、子どもだけでなく保護者の方も一緒になって松代城や真田邸に介助手引きを体験し、介助犬法成立に尽力した実行委員長 山井修 氏の思いを実感しあった。

さらに翌年の各国のスペシャルオリンピックス選手団のおもてなしでは、初め緊張していた子どもたちが「ハロー」という言葉とマツケンサンバーついで2時間後、共に笑顔になり一つになって嬉々と踊る姿を目の当たりした。子どもの持つ素直で素晴らしい底力を感じた。その子どもたちも今年成人式を迎える。

子どもの心に一度灯ったボランティアの灯は消えることなく高校生で東日本大震災の瓦礫処理に行く子や、作業療法士や看護師、そして社会福祉士を生涯の職業に志望する子の強い原動力となった。今年、成人式を迎えた子どもたちの顔には「自分は人のために何かができるんだ」という自信が満ちて美しかった。現在の教え子も障がいを持った方や老人福祉施設、未就園児や地域の皆さんとの交流を通して、またその灯が灯ってきている。十年前、社会福祉の専門学校に合格したM子さんのお母さんにどうして福祉を目指したのと聞くと、「だって先生が小学校の時、お子さんは福祉に向いているね、と言ったじゃないですか」と言われた。言ったことに責任を持つべく私も、八年前に通信で入学し受験資格を得てようやく社会福祉士に合格し、社会福祉士会の研修委員会にお世話になっている。様々な研修を通して社会福祉に直接携わる皆様の熱い思いに毎回感動している。

福祉教育で子どもの何が育つのかという命題は大人になるまでわかりにくいかも知れない。かつて長野県は人間愛を掲げ全人教育を大切にしてきた。また現在も長野県教育委員会では重点目標の3層構造の土台に「子ども・保護者・地域と共に創る楽しい学校」を掲げている。ゆとり世代の批判のもと体験学習や総合的な学習は下火になりつつあるが、異なる分野の組織・人々の参加を得ていくプラットフォームという手法を機能させ、福祉教育のプロセスを明らかにしたい。そしてソーシャルサポートネットワークの確立を目指し、社会福祉士として頑張っていきたいと思う。

『社会福祉士が教育に携わるのは自然なことかもしれない』

学校法人未来学舎
松本医療福祉専門学校
紅林 奈美夫 (中信地区)



職場は介護福祉士養成の専門学校である。必修科目の社会福祉援助技術担当の要件が社会福祉士ということで12年前から関わるようになった。

ところがその後科目再編があり、なぜか「社会福祉」を冠する科目は援助技術を含め消滅。社会福祉士でなければ講義できない科目もなくなった。現在、講師に必要な主たる資格は介護福祉士か看護師（または保健師）であり、そのどれでもない私は肩身が狭い。ただ、そのおかげで社会福祉士の自分がここにいる意味をあらためて考えるようになった。

私は、社会福祉関係の仕事はどれも基本的にソーシャルワーク（以下SW）だと思っている。支援の方法が面接相談であれ介護であれ、人間が社会的存在である以上、ソーシャルなワークを抜きにはできない。介護福祉士ももちろん社会福祉関係職であり（しかも同じ法の仲間）、誰が何と言おうと社会福祉士が授業科目を持つ意義はあるはずだ。

授業を通してSWの視点を伝えるだけではない。近年は様々な場面で学生に対する多面的支援の必要性が生じており、そこでは社会資源の活用や家族、関係機関との調整など、SWの王道ともいえる方法を活用する。

時々「現場に戻りたくないか？」と訊かれるが、前述のとおりSW職といえるような日々を過ごしており、ここも社会福祉士の現場なのである。

かの中村優一氏は広義の社会福祉の枠組みに、関連制度として教育政策を位置付けている。ということは教育関係者も社会福祉職の一族ではないか。拡大解釈かもしれないが、その方が今の自分に馴染むのである。

ところで、今日貧困家庭の問題が深刻化する中、その連鎖を断ち切るために、あらためて教育の重要性に目が向けられている。防貧はそれこそSWの源流であり、学校教育にその役割があるとすれば、この点からも社会福祉士が教育に携わる意義は大きい。

このようにあれこれ考えてみるのだが、最大の問題は自分の力量だ。未だに心もとなく、学生から学ぶ日々が続く。

『教育の現場で社会福祉士が 関わるということ、意義・役割』

松本大学 佐藤 哲郎（中信地区）



私は、大学卒業後の1997年から11年間、朝来市（旧和田山町：天空の城「竹田城」がある町です）社会福祉協議会（以下、「社協」）で主にボランティア・コーディネーターや、地域福祉課の中間管理職をしておりました。

そして、2008年より大学業界に転職し、2011年より松本大学で社会福祉士の養成、特に地域福祉、実習関連科目、資格取得に向けた学習支援を行っております。

そもそも、大学で社会福祉士養成に携わるようになった要因のひとつとして、私が社協で経験し成長できたことを次の専門職を目指す人たちに教育を通じて伝えたいと思うようになったからです。

私がまだ社協で駆け出しの頃、認知症高齢者のAさん（女性）との出会いがありました。Aさんとの関わりの中で「利用者から学ぶ」という本質をリアリティ感を持って経験することができました。また、認知症高齢者への支援として社協独自の民家型通所施設への立ち上げや、Aさんが住んでいる地域（住民）への実践を通じて、住民自身が価値や意識を変革し、主体形成していくプロセスに身を置くことができたことは私のコミュニティワーカーとしての一生の財産となっています。

さて、先日「先生の講義で伝えようとしている視点や価値、地域に対する考え方はとても共感でき、ぜひ私もそういう視点をもった専門職になりたい」と言ってくれた学生がいました。まさに教員冥利に尽きる瞬間です。

大学教員として、学生が国試に合格できるよう支援していくことも求められますが、これまでの実践経験を糧にしつつ、やはり社会福祉士として必要な視点や価値等についても伝えていくことが重要であると考えています。

また、地域には共通課題になりにくい貧困問題や外国人問題、性マイナリティ問題等も存在します。ぜひ会員の皆さんと議論を交わし、実践のことや地域のことを教わりながら、地域への働きかけにも取り組みたいと考えています。会員の皆様、今後ともよろしく申し上げます。

『教育の現場で社会福祉士が 関わるということ、意義・役割』

東御市田中小学校 心の相談員
大居 寿美子（東信地区）



私は今まで福祉や教育現場で働いていた経験をこの引越してきた長野県で用いていただけないかと思い、県のホームページを見て、かなり広い地域で働くことになるのだと思いました。もっと身近で

働きたいと思っていた私に、市の教育委員会は子育てリーダーとして家庭・地域連携協働も視野に入れて学校で働かないか、と声をかけてくださいました。スクールソーシャルワーカーとしての働きならできるとお答えし、それを受け入れていただきました。また、机は教育委員会内が良いか、学校の中が良いかも聞いていただけ、即座に「学校の中に」とお返事させていただきました。その方が、お互いの信頼関係がはやく構築でき、問題の解決が早くできる、と考えていたからです。相談したいと悩んでいる子どもが多くいることは広く知られているところです。必要に即して支援に入れるように、それが継続的に子どものそばにいる必要を感じる理由です。学校にはいるけれど先生ではなく、相談者に寄り添える者として。

私が主な仕事として設定していることは、児童も先生も保護者（家族）も、そしてそれを取り巻く地域の方々もそれぞれが本来の力を発揮できるよう援助することです。目が輝く子どもを育てる手伝いです。具体的にはケースに応じて相談、代弁、情報提供、調整、仲介、家庭訪問、アドバイスなどを行っています。相談者それぞれの適切な時間に対応することに心も配ります。

辞令でいただく名称は子育てサポーター、不登校児童サポーター、心の相談員と変わってきていますが、働く内容のスクールソーシャルワーカーとしての変化はありません。

支援が適切なものになるために、地域にある社会資源を掘り起こし、ケース毎に必要な関係機関と連携ネットワークを作っていくことが大切になっています。これが一番大きな働きです。

県や上田地域定住自立圏からスクールソーシャルワーカーが来られることもあります。より多面的で効果的な支援を一緒にするために、時間を区切ってではなく、じっくり対応していただける体制ができればよいと考えています。

『教育の現場で社会福祉士が 関わることの意義』

佐久大学信州短期大学部
加藤 みち代（東信地区）



私は、介護福祉士を養成する短期大学で教員をしています。

介護保険制度・障害者総合支援法等の制度や地域福祉関係の科目を担当し、授業以外では、進路相談、学生生活指導、サークル顧問なども教員の役割として担っています。

また、学外の仕事としては、教育機関の立場で行政の審議会・協議会の委員として参画させて頂いています。

今回の寄稿にあたり、「教育の現場で社会福祉士が関わることの意義」について改めて考えてみました。学生対応では、こころの病、友人との人間関係の悩み、経済問題、進路相談などソーシャルワーク的アプローチが必要だと思ふことがあります。この場合、私は社会福祉士の立ち位置で、ニーズを社会資源に繋ぐようにしています。医療機関や地域の専門機関に繋いだり、制度を活用したり、家族との話し合い等、まさにソーシャルワークです。

近年マスコミ等でもよくとりあげられている教育現場における問題として、教員たちのこころの病があげられます。文部科学省の調査によれば、うつ病などの精神疾患で休職した公立小・中・高校などの教員が平成19年度より5年連続して5千人を上回り、平成24年度は5年ぶりに5千人を下回ったとのことです。この数字は10年前の2倍にあたります。教育関係者の多くが理由として指摘するのが、子どもや保護者の多様化、予想以上の教員の多忙化です。授業の準備に費やす時間の他に、いじめ、不登校、虐待、貧困等さまざまな事情を抱えた児童・生徒に関わり、その児童・生徒の背景には必ずといっていいほど家庭問題が存在します。30人からの児童・生徒を一人の教員が何から何まで抱え込むのは限界があり、問題に応じた専門職の役割分担が必要です。今や学校には、スクールソーシャルワーカーの配置を必置とし、教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携・協力し、子ども達、教員双方を支援していくシステムを早急に構築していく必要があると考えます。

『教育の現場で社会福祉士が 関わることの意義』

県教育委員会 南信教育事務所 飯田事務所
県スクールソーシャルワーカー
矢澤 朗子（南信地区）



みなさん、初めまして。長野県のスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）として働き始めてもうすぐ丸4年の矢澤と申します。精神保健福祉士歴は長いのですが、社会福祉士歴はまだ数年。

ということで、「福祉の人間が教育の現場に関わること」について書きますね。

4年前、初めて教育の現場に入りました。それまでどっぷりと精神医療や障害者福祉の現場にいた私には、ビックリの連続でした。それを挙げればきりがないのでざっくりまとめると、自分の福祉バカ具合を思い知ったこと、学校は教育に特化した人たちの集まりだということ。ということで、仕事のメインは「繋ぐ、支える、つくる」ですが、もっとベースには「通訳」だなあと感じています。

例えば、子どもや母親が学校の先生に聞かれて口にするこって、言葉だけ取り上げると思いとは全然違ったりします。それを意識して先生に伝えるだけで、その後スムーズに事が動いていくことがあります。

他の例えでは、病院でのケース会議で。医師が治療中の子どもの説明をします。学校はそれを聞いて頷きながらも、それに対してどんな質問をしているのか、その話から学校ではどう対応していいのかわかりません。病院は、学校でどんなことまで個別対応してくれるのかは知らないですし、学校の先生は、まず医師と話慣れないのでとりあえず話を聞いて持ち帰りになりがちです。そういった時に、お互いの立場を知るSSWが、うまく合いの手を入れながら会議が進行することで、同じ歩調で話し合え、具体的な対応を決められるようになります。

学校内では解決し得ない問題が多く見られる現代、学校からの依頼がなければ支援には入れませんが、依頼があって縁が繋がった子どもたちの思いや希望を、少しでも叶えられるようにこれからも動いていきたいと思っています。

また、こうして文章を作ることで改めて自分の役目を見直すことができました。良い機会をありがとうございました。

『教育の現場で社会福祉士が関わることの意義』

県教育委員会 中信教育事務所 学校教育課

県スクールソーシャルワーカー 佐々木 千栄子（南信地区）



これまで、子どもの発達や生活問題についての社会福祉士の関わりは、福祉領域での支援が中心となっていました。それが、県の教育事務所にスクールソーシャルワーカーが配置されたことによって、教育領域からも社会福祉士が関われるようになりました。つまり、学校と家庭の両面に渡って、様々な角度から子どもの抱える問題を捉えることが出来るようになり、福祉・医療・司法分野に携わってきた社会福祉士にとって、教育も含め柔軟な環境調整を展開できるようになったのだと捉えています。

私達、県のスクールソーシャルワーカーが動けるのは、公立の小・中・高校・特別支援学校から、県の教育事務所に入ってくる相談依頼です。主なる内容は、学校生活の中で不適応を引き起こしている生徒たちへの対応ですが、それは単に表面化された子どもの問題であって、背景に家族が生活問題を抱えている場合や、子どもだけでなく、家庭と学校とが関係を築きにくい状態にあるなど複雑化した相談の依頼がほとんどです。母子家庭・父子家庭の中には経済的な問題に加え、親が心身の不調を抱え、子どもに関わる時間の少ない生活で、学校との繋がりも希薄になることもあります。また、兄弟で不登校の場合もあり、在籍する各学校相互の連携が必要とされることもあります。

訪問する子ども達の中には、小学校から中学校まで数年間も長期に欠席をしている状況もあります。家に閉じこもりがちで、生活意欲に乏しく、自分のこれからの進路を選択する力も弱くなっています。そのため、生活や進路選択の幅を拡げ、彼ら自身が選択できるまでを目標に関わることもあります。

子ども一人一人の「最善の利益」を子ども自身が気づいてくれた時、その時の表情を見る事がスクールソーシャルワーカーとして仕事をしている私にとって、一番にうれしいことかなあとと思っています。

障がい者の権利擁護と適切な虐待対応を求める会長声明

平成25年12月25日

障がい者の権利擁護と適切な虐待対応を求める会長声明

平成25年10月12日の新聞報道によると、障害者自立支援施設の関係者による利用者への経済的虐待が発生したことが明らかになりました。また、被害を受けた障害者二人について、市はこの確認をしていなかったという報道もされました。報道によれば被害者二人には身寄りがなく、親族によるチェック機能のない状態での金銭管理が行われており、通報を受けた市の対応が不十分であったなどの内容でした。

長野県社会福祉士会はこの報道を通して、親族がいない障害者の金銭管理が適切に行われやすい実態があり、市町村福祉行政等においては障害者虐待の早期対応体制が整備されていないのではないかと危惧しています。障害者は生活や就業場所、市町村等の違いによらず障害者の権利が守られなくてはなりません。

今回の報道を契機に受け止め、障害者虐待が障害者に対する極めて重大な権利侵害であるという認識のもと、長野県及び各市町村等が以下の内容について早急に取り組むよう強く求めます。

- 一、身寄りのない障害者に対する金銭管理について
本来、施設や事業所、法人等が障害者の金銭を管理する中態は避けるべきであることは当然であるが、特に身寄りがなく、親族等によるチェック機能がない障害者については速やかに成年後見人による金銭管理を検討すること。
- 一、施設管理者に対する経済虐待の研修の実施
施設管理者が利用者からお金を借りる行為自体、経済的虐待にあたる可能性があるという認識を高めるため、管理者及び職員研修を行い、常日頃から障害者の権利擁護に向けた意識を高めること。
- 一、市町村等の虐待対応体制の整備について
通報後の早期の事実確認の方法、市町村長申立て等の権限行使を適切に区別すること等、障害者本人の権利擁護の観点から、市町村等の虐待対応の体制について再点検すること。
- 一、事実確認調査における専門職の活用について
事実確認調査にあたっては、本人の特性に合わせた面接が実施できるよう必要に応じ、社会福祉士等の専門職の活用を行うこと。

現在、国では障害者権利条約批准に向けた法整備を図り、障害に基づく差別を禁止し、労働や教育などあらゆる場面で排除されない社会的な社会の実現を目指しています。

人権意識の高揚が急務です。報道からは障害者の人権が広く認められていない実態が伺えます。

本会では、成年後見制度を始めとした活動を通じ人権擁護を訴えております。県や市町村は今回の報道を強く受け止め、共に広く人権擁護に努めることを願います。

平成25年12月25日

一般社団法人長野県社会福祉士会
会長 三村 仁志



本会では10月19日の総会における会員からの意見を受けて、虐待対応プロジェクトにおいて、昨年10月に報道があった障害者虐待事案について、「障がい者の権利擁護と適切な虐待対応を求める会長声明」にまとめ、平成25年12月25日に長野県及び長野市に会長声明を発信しました。

特に身寄りない障がい者等に対する金銭管理については、そのチェック機能がないことで経済的搾取が生じるリスクが高いことから成年後見人等による金銭管理を検討することを求めました。

また、障害者虐待対応の責務を担う行政に対しては虐待対応体制の整備を図るとともに、適切な虐待対応を行うことを求めました。

現在、国では障害者権利条約の批准に向けた法整備を進めていますが、障がい者に対する差別を禁止し、労働や教育などあらゆる場面で排除されない社会の実現を社会福祉の専門職である私たちが共に進めていく必要があります。

※声明文は本会ホームページにも掲載しています。

予 告 !

～ 専門職として、実践を言葉で伝える力を高めよう！ ～

福祉まるごと学会 & 総会

日 時：5月24日(土) 13時20分～16時20分 (予定)

会 場：北信地区 (調整中)

内 容：◆会員による実践レポート & 自由研究発表

第1分科会：高齢者等支援を中心に

第2分科会：障がい者等支援を中心に

第3分科会：児童・教育等推進を中心に

第4分科会：地域福祉 (生活困窮、医療・司法) 推進を中心に

学会終了後は総会・懇親会
を予定しています。

発表者：本会会員ほか

発表者：本会会員ほか

発表者：本会会員ほか

発表者：本会会員ほか



◆総括シンポジウム

○専門職として必要となる実践を言葉で伝える力とは？ (仮)

○シンポジスト (調整中)

募集!

【実践レポート & 自由研究発表募集要項 (抄)】

- ・発表者：本会会員と本学会長が特に認めた者
- ・募集区分：4区分 (高齢者支援、障がい者等支援、児童・教育推進、地域福祉 (医療・司法) とする。
- ・申込方法：発表申込書 (様式第1)、発表レジュメ (様式2) をEメールで事務局へ5月8日(木)までに提出すること。

※申込にあたっては、ホームページで募集要項を必ず確認してください。

誇り、そして国家資格を有する社会福祉士としてのプライドを持って、
更なるスキルアップとネットワークを!

変えるのは、会員である 我々ひとり人!

★本学会に関して詳しくは本会ホームページをご覧ください。(http://nacsw.jp/)

何かが変わる!
何かを変える!

◎ 入会状況 (平成26年1月末現在) * 会員数：980名 (男性会員：440名 女性会員：540名) 入会率：34.0%

今後の予定

最新の予定は、本会ホームページ (<http://nacsw.jp/>) をご
確認ください。

編集後記

社会福祉の先人たちは常に「先駆性」をもって社会福祉
事業に取り組んできました。

世の中の誰もがやっていないことを、情熱と思いで形に
していきました。

私たちは先人たちから学んでいるのでしょうか?

誰もがやっていないことを、勇気をもって行っているで
しょうか?

職場で、地域で、そしてこの社会福祉士会で…。

専門職である「本当の価値」とはなにか? 考えよう!

(M.S)

夢を、かたちに…

一級建築士事務所

建築設計・監理

有限会社 アトリエ夢の建人 TATSUJIN

一般社団法人 日本建築学会 会員

一般社団法人 長野県建築士事務所協会 会員

〒386-1102 長野県上田市上田原687-14

TEL 0268-29-6120 FAX 0268-29-6121

E-mail yumetatu@abelia.ocn.ne.jp

URL <http://www10.ocn.ne.jp/~yumetatu/>